

日本に住む外国人の公的年金の保険料

国際特別委員会は「無料税務相談会」を仙台国際センターで年4回実施しています。この相談会は仙台国際センター内にある仙台多文化共生センター（以下、「センター」という。）が仙台市からの委託を受け外国人のための専門機関による無料の相談会の一つとして実施しています。

事前の予約段階で税理士が担当する税務の相談であるということをセンターから相談者にお伝えしているようですが、税務以外の相談が来ることもあります。

例えば、国民年金の場合には「本日は税務相談日であり、また、私は税理士であるため年金の関係については専門外である。」旨をお伝えすることになります。

さて、コロナの感染拡大も落ち着きが見られ、繁華街の人も増え始め、外国人も以前より多く見かけるようになりました。

今後、更に外国人が増えれば、外国人が税理士へ直接相談するということも想定されます。国民年金についての外国人の相談は、「日本で年金を受給するほど長期間住むわけでないが、なぜ保険料を払う必要があるのか？」といった素朴な疑問もあるろうかと思います。その場合の回答も相談会の回答と同じように年金は専門外であるというスタンスで回答するのがベターかと思います。

次に、外国人からは「私はどこに相談すればいいのですか？」といった御質問もあるうかと思います。そういった相談者の方には、年金の公的機関を紹介するなどの対応が考えられるかと思います。また、ネットでは日本年金機構のホームページから「日本の国民年金制度」（外国語版パンフレット）が入手できます。

このパンフレットでは日本の年金制度、外国人の年金支払い義務、外国人が帰国する時などの脱退一時金の扱いなどが次のように説明されています。（抜粋）

1 国民年金などの公的年金の概要

- ① 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料

を納めることが法律で義務づけられています。

- ② 公的年金は社会全体で支えあう世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- ③ 公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- ④ 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- ⑤ 公的年金で納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

2 国民年金の加入者

国民年金の加入者は第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者の3種類に区分されます。

（日本人と同じ取扱いです。）

3 基礎年金番号・月々の保険料・保険料免除制度・保険料の追納・国民年金から支給される年金給付

（日本人と同じ取扱いです。）

4 脱退一時金

脱退一時金は国民年金（第2号、第3号被保険者であった期間は除く）の保険料納付済期間等の月数の合計が6月以上あり、年金を受ける権利を有したことのない外国人の方が、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することができます。脱退一時金の支給額は、保険料納付済期間等の月数に応じて、別途設けられています。

5 社会保障協定について

日本と社会保障協定を締結している国との間では、日本に短期間派遣された場合の年金制度の加入免除や年金加入期間の通算が受けられる場合があります。

最後になりますが、年金については税務の専門外であることをくれぐれも注意しながら対応することが肝要であることを老婆心ながら付け加えます。

（国際特別委員会委員 木戸 哲哉）